

IFRS 10Minutes

PricewaterhouseCoopersが国際財務報告基準に関する最新情報を簡潔にお届けするニュースレター

Vol. 2
2009年8月

IFRS適用の スケジュール確定

ハイライト

- 金融庁、中間報告(案)を最終化し、IFRS導入スケジュールを具体化
- IFRS導入のための連結財務諸表等規則の改訂案公表
- IASB、金融商品の分類、測定のパブリック草案を公表
- IASB、中小企業向けのIFRSを会計基準として公表
- IFRSプロジェクト
収益認識基準変更の事例
- IFRSを巡る世界各国の状況
- 最新の動き

IASBが金融商品の分類及び測定の新アプローチを公開草案

- 金融商品を2つの測定カテゴリーに分類することを提案
- 持分金融商品の減損処理は廃止へ
- 売買保有目的以外の持分投資については、収益及び公正価値の変動(配当含む)を損益計算書もしくはその他包括利益を通じて認識可能
- 持ち合い株式の売却損益が、損益計算に反映されない可能性あり

(続きは4ページ)

IAS第39号改訂のタイムライン

		2009年							2010年
		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
フェーズ1	分類と測定		ED	コメント募集期間					
フェーズ2	減損方法に関する提案					ED	予定		
フェーズ3	ヘッジ会計の改善、簡素化							ED	予定

What's New

発行日	発行主体	発行物
5/28	IASB	公開草案: IFRIC第14号 (IAS19号—確定給付資産の制限、最低積立要件及びそれらの相互関係)の改訂
6/1、6/2	IASB	円卓会議: 連結と金融商品の認識の中止 (in ロンドン)
6/8、6/9	IASB	円卓会議: 連結と金融商品の認識の中止 (in 東京)
6/9	シンガポール	2012年までのIFRSへのフルコンバージェンスを決定 【ページ8】
6/9	台湾	2013年のIFRS適用を決定 【ページ8】
6/15、6/16	IASB	円卓会議: 連結と金融商品の認識の中止 (in トロント)
6/11	金融庁	中間報告(案)を修正し、IFRS適用に向けたスケジュールを具体化 【ページ1】
6/16	金融庁	中間報告(ファイナル)を公表 【ページ1】
6/18	IASB	ディスカッション・ペーパー: 負債の測定における信用リスク
6/18	IASB	改訂: IFRS第2号(株式報酬)の分類
6/23	IASB	公開草案: 経営者による説明 (Management Commentary)
6/25	IASB	コメント草案: 金融資産の減損に対する期待損失モデルの実現可能性
6/30	金融庁	中間報告(ファイナル)を承認し、連結財務諸表規則等の改正案を公表 【ページ 2、3】
7/3	IASB	IFRS対応会議 ~IFRS導入のロードマップに対応した民間の推進機関~ を発足
7/9	IASB	基準: 中小企業向けのIFRS 【ページ 5】
7/14	IASB	公開草案: 金融商品(分類と測定)に関する公開草案を公表 【ページ 4】
7/23	IASB	改訂: IFRS第1号(IFRSの初度適用)における追加の免除規定
7/23	IASB	公開草案: 料金規制活動(Rate-regulated activities)

金融庁 日本版ロードマップの ファイナル版を公表

2009年6月16日、金融庁 企業会計審議会は2月4日に公表した「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告(案))」(いわゆる日本版ロードマップ)の最終版を公表しました(6月30日に企業会計審議会総会で承認)。

最終版では、2月に公表した中間報告(案)に、各企業、法人等に対するコメントの募集結果を反映して、主として下記に掲げる文言の変更が加えられていますが、全体の骨子の大きな変更はありません。これにより、最短で2010年3月期からの任意適用が明確に認められ、早期適用を検討している企業のスケジュールも、より具体化されていくこととなります。

(公開草案(2月4日公表)から最終版(6月30日)の主たる変更点)

	公開草案(2009年2月)	最終版(2009年6月)
任意適用の時期	2010年3月の年度からが考えられる	2010年3月期の年度の財務諸表からが適当
任意適用の対象となる企業及び 監人の要件の明確化	「国際的な財務活動を行っている企業」又は「市場において十分周知されている一定規模以上の企業」の連結財務諸表 一定の教育、研修等、監査事務所の審査体制整備	「国際的財務・事業活動を行っている企業」の連結財務諸表(及びその上場子会社の連結財務諸表)。さらにIFRSの改訂状況により適用範囲を拡げるかは、当局が適切に判断 左記に加え経験、事務所の方針設定等追加
強制適用の判断の時期	とりえず2012年を目処とするが前後し得る移行が適当と判断した場合、最低3年間の準備期間	前後し得るが、とりえず2012年を目処2012年決定の場合、2015年又は2016年
強制適用の段階適用の検討	上場企業の連結財務諸表を一斉にIFRSに移行	段階的か一斉適用かは、IFRSの強制適用を判断する際に、改めて検討・決定
強制適用時の別記事業についての記載の追加	各所管当局が対応の必要性の検討を行う必要あり	規制や当局の監督との関係、財務諸表の作成負担などの観点から別途の検討必要
個別財務諸表の開示のあり方の見直しに関する記載	作成のコスト等の記載はあるが、開示のあり方等に関する記載はなし	開示のあり方についても強制適用の是非を判断する際に、幅広い見地から検討を行う。
IASBに対する早期かつ連携した意見発信の必要性の強調	—	IASBの基準設定に際して、検討の早期から積極的かつ効果的な意見発信を行っていく必要がある旨の文言を追加
コンバージェンスの継続の必要性の検討	—	「東京合意における既存の差異以外のIASBでの検討中の基準を含め」等の文言を追加

連結財務諸表規則等の改正案の公表

金融庁はIFRS導入に向けての日本版ロードマップの最終版の公表(ページ01で解説)に併せて、連結財務諸表規則等の改正案を公表しました。これは、日本版ロードマップの公表により、一定の条件を満たす企業に対して最短で2010年3月期年度の連結財務諸表から国際会計基準による作成を容認する方針が示されたことを踏まえ、その内容を制度化するための改正を行うものです。この改正案については、7月30日までコメントが募集されています。

改正(案)の概要

任意適用会社の要件

- 上場会社もしくは店頭売買有価証券登録会社
- 提出する有価証券報告書において連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載がある会社
- 十分な知識を有して適正に連結財務諸表を作成できる会社
- 会社、その親会社又はその他の関係会社が次のいずれかの要件を満たす会社
 - 外国の法令、金融商品市場規則に基づき、国際会計基準に従って作成した財務書類を開示していること
 - 外国に資本金20億円以上の連結子会社を有していること

指定国際会計基準

- 国際的な財務活動又は事業活動を行う会社として一定の要件を満たすもの(特定会社)について「指定国際会計基準」(IFRS)を適用可能としています。

経過措置(予定)の概要

- 適用開始は、年度財務諸表は、2010年3月期から、四半期財務諸表は2011年3月期の第1四半期から、中間期は2011年3月期の中間期からとしています。

日本基準適用会社がIFRSに移行する場合のケース

① 2010年3月期の期末からIFRSを適用した場合

- IFRSによる連結財務諸表(当期および前期)、前期首の開始貸借対照表(日本基準との調整開示含む)に加え、日本基準による連結財務諸表(当期および前期)の作成(当期分は監査対象外)
- 次年度の第1四半期から第3四半期まで、IFRSによる四半期連結財務諸表(当期および前期)に加え、日本基準による四半期連結財務諸表(当期および前期)の作成(当期分はレビュー対象外)

② 2011年3月期の第1四半期からIFRSを適用する場合

- IFRSによる四半期連結財務諸表(当期および前期)に加え、日本基準による四半期連結財務諸表(当期および前期)の作成(当期分はレビュー対象外)。さらに、IFRSによる連結財務諸表(前期および前々期)、前々期首の開始貸借対照表(調整開示を含む)及び日本基準による連結財務諸表(前期および前々期)

※ 米国基準適用会社および連結財務諸表を作成していない会社についても別途経過措置の概要が示されています。

日本企業への想定される影響

公表された改正案によれば、2010年3月期にIFRSを任意適用した場合、IFRSの定める比較対象年度である2009年3月期に加え、2010年3月期についても日本基準に基づく財務諸表(監査対象外)の作成と差異に関する注記が求められ、任意適用企業は、2年分の財務諸表を日本基準とIFRSの双方で作成することになります。また、2011年3月期の第1四半期から任意適用した場合、IFRS移行日が2008年4月1日となり、2年分の比較財務諸表の作成が必要となり、適用にあたって、十分な準備が必要となります。

03

連結財務諸表規則等の改正案の公表 (適用時期による提出書類のイメージ)

指定国際会計基準の適用時期による提出書類のイメージは以下のようになります。

1. 2010年3月期の年度末より適用

	2009年3月期		2010年3月期		2010年第1～3四半期		2011年3月期	
	前期分	当期分	前期分	当期分	前期分	当期分	前期分	当期分
日本基準連結財務諸表	●	●	●	○	●	◎		
IFRS連結財務諸表			●	●	●	●	●	●
差異注記			●	●	●	●	●	●
開始B/S			●(※)					

2. 2011年3月期の第1四半期より適用

	2010年3月期		2011年第1四半期				2011年第2、3四半期	
	前期分	当期分	前々期末分	前期末分	前期分	当期分	前期分	当期分
日本基準連結財務諸表	●	●	●	●	●	◎	●	◎
IFRS連結財務諸表			●	●	●	●	●	●
差異注記			●	●	●	●	●	●
開始B/S			●(※)					

●:開示対象(監査/レビュー必要)、○:開示対象(監査対象外)、◎:開示対象(レビュー対象外)
(※)調整開示を含む

金融商品 (分類と測定) 公開草案

－ 日本企業への影響

IASBIは、2009年7月14日に金融商品の分類および測定に関して、全く新しいアプローチを提案する公開草案を発表しました。これは、世界的な金融危機を受けて、IAS第39号(金融商品の会計処理に関する規定)を全面的に変更するためのプロセスの第一フェーズにあたるもので、今後、金融商品の減損方法の見直し(第二フェーズ)、ヘッジ会計の改善及び簡素化(第三フェーズ)に対する提案を2009年末を目標に、随時、検討していく予定になっています。

今回の改訂のポイントは、金融商品を公正価値と償却原価の二つのカテゴリーに分類することです。

金融商品は、以下の2つの基準を満たした場合に、償却原価のカテゴリーに分類され、その他の金融商品は、すべて公正価値で測定されます。

- 基本的なローンの特性のみを含む場合
- 契約利回りに基づいて管理している場合

これにより、従来の金融商品の測定と分類の再分類が行われることにつながると考えられます。

今回の公開草案に従えば、持分金融商品への投資は、原則として公正価値で測定されることとなります。また、売買目的保有でない持分投資(いわゆる戦略的持分投資等)については、全ての収益及び公正価値の変動を、損益でなく、包括利益を通じて認識する方法も選択でき、公正価値で測定される持分投資については、減損会計も適用されないこととなります。しかし、この方法を適用した場合、利益、損失を損益にリサイクリングすることは認められず、一度この方法を選択した場合には、当該方法の取り消しも認められていません。

当該公開草案では、分類及び測定に関する代替的なアプローチも提案されており、内容に対するコメントを9月14日まで募集した上で、2009年末の財務諸表への適用が検討(強制適用は、2012年を予定)されています。

日本企業への想定される影響

その他有価証券(売買可能有価証券)に区分されていた有価証券のうち、日本企業に非常に多く見られる長期所有の持ち合い株式(戦略的持分投資)について、公正価値で評価したうえで、その増減について、その他包括利益に計上する方法を選択適用した場合、株式の価値が著しく下落した場合にも減損損失が当期損益に計上されることはありませんが、この方法によれば、株式の売却による処分損益、さらには配当金の受け取りについても、その他包括利益に計上し、当期損益に計上する(リサイクルする)ことが認められないため、従来、多額の株式売却損益を計上していた企業の当期損益には、大きな影響があると考えられます。

従来の区分と公開草案に基づく金融商品の区分の比較

	従来	検討案
金融商品会計基準の区分	IAS第39号の区分	公開草案での区分
売買目的有価証券	売買目的	公正価値
満期保有有価証券	満期保有目的	償却原価
その他有価証券	売買可能	公正価値
		償却原価

IFRS for SME's

– 中小企業向けのIFRS公表

IASBIは、5年以上の検討期間を経て、2009年7月9日に中小企業向けのIFRS(IFRS for Small and medium-sized entities, “SMEs”)を公表しました。

IASBIによれば、全世界の会社の95%以上が、中小企業に該当するとされており、こうした中小企業について、完全なIFRS(“Full IFRS”)を要求することは、複雑かつ非常に負荷のかかる作業になることから、Full IFRSで求められている多くの認識、測定基準の簡略化が図られています。

SMEsは、それ自体で完結している一つの会計基準です。IFRS for SMEsでは、Full IFRSの原則の多くが、簡略化されています。

主なポイント

SMEsは、5つの簡略化の特徴を明示しています。

- 一般的に中小企業に関連しないと考えられるIFRSの複数の論点について省略規定が定められています。
- Full IFRSで規定された会計方針の一部の適用について、より簡略化した会計方針をSMEsにて明示していることから、その適用を認めていません。
- Full IFRSで規定されている複数の認識及び測定基準が、簡略化されています。
- 要求される開示項目が実質的に少なくなります。
- 全体の文章についての簡素化(Redrafting)が施されています。

適用可能企業

- 非公開会社であり、外部の利用者に財務諸表を公表する事業者を想定しています。

• 省略が認められる主な論点

- 1株当たり利益
- 期中財務報告
- セグメント情報開示
- 売却目的で所有する資産の特別な会計処理

• SMEで認められていない会計方針

- 金融商品の選択(AFS、HTM、Fair value Option)
- 固定資産の再評価モデル
- 比例連結
- 投資資産の測定にあたっての方針
- 政府補助金の会計処理

• 認識と測定の簡略化規定

- 金融商品
- のれんと識別可能無形資産
- 子会社、ジョイントベンチャーへの投資
- 研究開発費
- 借入費用
- 有形、無形固定資産
- 退職給付債務
- 税金
- その他

日本企業への想定される影響

日本の上場会社の海外の子会社がSMEsを適用している場合、親会社の連結財務諸表作成の際に、SMEsに従って作成された子会社の財務諸表をFull IFRSの財務諸表とするための修正の必要性を検討することが要求されます。

連結グループにてIFRSに従った会計マニュアルを作成する際に、SMEsを適用して作成されている財務諸表の連結上の取扱方法も会計マニュアルで作成することが必要となる可能性があります。

IFRSプロジェクト 事例紹介

－ 収益認識基準の 変更

IFRSにおける収益認識基準

企業がIFRSを適用するにあたって、必ずと言っていいくらい大きな論点となるのが収益認識基準の適用です。現行のIFRSにおいて、収益を認識するには以下の要件を満たす必要があります。

- A) 物品の所有に伴う重要なリスクおよび経済価値が買手に移転
- B) 販売された物品に対して、所有と通常結び付けられる程度の継続的な管理上の関与、あるいは有効な支配を売り手企業が保持していない
- C) 収益の額が信頼性をもって測定できる
- D) 経済的便益が企業に流入する可能性が高い
- E) 関連して発生した、または発生する原価を、信頼性をもって測定できる

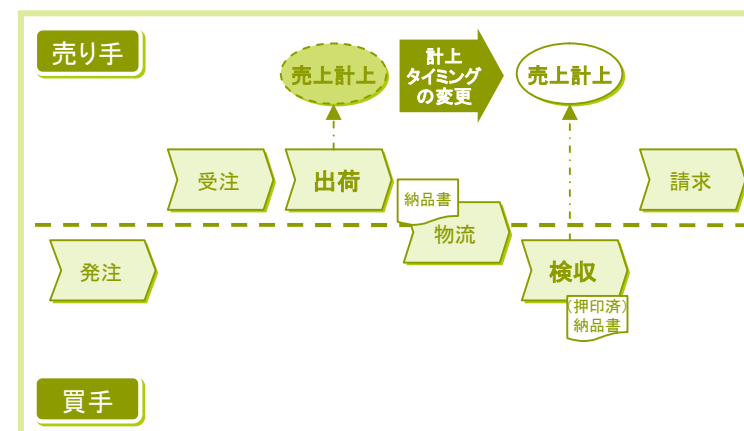
上記の要件の中でも強調されるのがA)のリスクと経済価値の移転です。すなわち、通常の商流の中でどのタイミングで売り手から買手へリスクと経済価値が移転するのか、すなわち認識のタイミングがよく議論されます。

そして、物品販売の場合、この基準を満たす収益認識タイミングは、検収基準、あるいは着荷基準であるといわれています。一方日本の会計基準では、物やサービスを買手に譲渡することによる売上、つまり収益は、「実現主義」によって認識されます。実現主義とは、企業が売り先に対して、その財貨または役務を提供し、その対価としての現金もしくは現金同等物(小切手、受取手形、売掛金など)の取得により収益を計上するものであり、通常、出荷時や納入時に収益を計上することが多く、特に売り手側がそのタイミングを把握しやすい出荷時点で収益を計上することが業務上の対応がし易いため採用されているケースが多いことは読者の皆さんもご存知のことと思います。

収益認識基準の変更

これまで出荷基準で物品の売上計上を行っていた企業が、収益認識のタイミングを検収時点や着荷時点に変えること、すなわち出荷基準から検収基準や着荷基準に変更することは容易なことではありません。

まず、出荷であれば企業自身がそのタイミングを把握できますし、ほとんどの企業が情報システムによって売上計上を行っている状況下では、売り手側の業務によって在庫を減らし同時に売上を計上するというシステム機能は比較の実装が可能です。しかし、着荷基準、ましてや買手の業務上の判断を伴う検収基準の場合、まず売り手企業ではそのタイミングの把握が困難か、あるいは把握できたとしてもタイミングが遅くなることが予想されます。そして何より、着荷や検収という事象をどうやって自社のシステムに取り込むのかということは、通常大きな問題となります。



さらに、取り込む方法を見つけることができたとしても、買手を巻き込んだ業務プロセスの変更やシステム機能の変更が必要となり、対応に要するコストも大きな負担となることが想定されます。

IFRSプロジェクト 事例紹介

－ 収益認識基準の 変更(続き)

プロジェクトでの検討事項

しかし、本当に全ての企業が検収基準、あるいは着荷基準を実現する売上計上の仕組みを具備する必要があるのでしょうか。既にIFRSを適用している欧州や、2011年の強制適用に向けて、多くの企業がその対応に取り組んでいる韓国、あるいは最近日本において取り組みを開始した企業の事例を見ると、必ずしも厳密な検収基準や着荷基準を採用しているわけではありません。ある事例では、概ね次のステップでIFRS適用に伴う収益認識基準の変更に、いかにして対応すべきかが検討されました。

	検討事項	検討内容
STEP1	検収基準の厳密な適用方法の検討	検収基準を適用するには業務上、システム上どのような仕組みが必要か
STEP2	検収基準採用による計上額へのインパクト分析	現行の仕組みでの売上計上額と検収基準を厳密に適用した場合の計上額との差異の算出
STEP3	現実的な売上計上方法の検討	重要性の原則を加味し、できるだけ低コストでIFRSの要件を満たすと判断できる方法の検討

検討結果

この事例では、検討の結果としていくつかの現実的な対応方法を組み合わせることで、現行業務上行われている出荷基準のための業務プロセスやシステム機能をそのまま利用しながらも、厳密な検収基準との月次での売上計上額の差異の重要性が乏しいと判断できる。

範囲まで小さくする方法が採られました。

まず検討されたのが出荷日と買手への納品日、検収日の差異です。当該物品販売においては、そのほとんどが出荷日翌日に納品されており、且つそのさらに翌日には買手における製造工程に当該物品(買手にとっての部品)が投入されており、この時点で実質的な検収が行なわれていることが分かりました。すなわち、出荷日時時点で売上を計上しても、その計上日を出荷の2日後とすることで、実質的には検収基準で計上しているのと差異がほとんどないことを、証憑を揃えて証明することができました。

また、一部は船便での出荷であり、出荷から買手の倉庫に入るまでには数日から数週間かかるものがありました。これらはCIF(運賃・保険料込み条件)での取引がほとんどでしたが、IFRS適用においては原則として船積時での収益認識が妥当と考えられます。従って、この企業では基本的には従来の売上計上方法を利用することになりましたが、一部に特別な取引条件が付されているケースがあり、このケースの売上計上方法については未だ検討中です。いずれにしても大がかりなシステムの改修を必要としないとの判断ができています。

IFRS適用プロジェクト

IFRS適用プロジェクトが、従来の経理業務改革や会計システム構築のプロジェクトと大きく異なる点は、上記のような検討を一つ一つ実施し、自社の取引の実態に合わせて会計処理原則を定め、定めた会計処理原則について、会計監査人や財務諸表利用者により説明できる根拠を準備する作業が必要になることです。これは膨大な作業です。そして、これらの検討結果を取りまとめたものが、本誌前号(2009年6月発行)でご紹介した「グループ会計マニュアル」となります。

世界各国の動向

わが国におけるIFRS導入のスケジュールが具体化する中、世界各国でもIFRS導入に向けての様々な動きがあります。2009年3月から6月に、シンガポール、台湾、カナダにおいて、IFRSを巡る以下のような重要な決定、発表がありました。

シンガポール*1

シンガポール会計基準委員会 (Singapore Accounting Standards Council) は、シンガポールの財務報告基準を2012年までに完全にIFRSにコンバージェンスすることを決定しました。

もともと、IFRSとの差異が比較的限られていたシンガポールの財務報告基準ですが、完全にコンバージェンスされた基準が、シンガポール証券取引所に上場している全ての公開会社に適用されることとなります。

台湾*2

IFRSの直接適用が世界的な潮流になっていることを受けて、台湾 Financial Supervisory Commission (“SFC”) は、台湾証券取引所や台湾会計士協会、政府機関等とともに台湾でのIFRS導入を検討するプロジェクトチームを設置しました。

プロジェクトチームでの協議の結果を受けて、SFCは、2009年5月14日に台湾内のTier 1会社(上場会社等)に原則として2013年よりIFRSを適用(2012年からの自主的な早期適用も認める)する計画を承認しました。また、Tier 2会社(非公開会社等)についても、2015年からIFRSを適用することを要求しています。

SFCは、IFRSの採用によって、台湾企業の財務情報の国際市場での比較可能性が高まり、台湾企業の国際市場での資金調達が容易に進められるだろうとの見解を示しています。

カナダ*3

2009年3月にカナダのAccounting Standard Boardから、Adopting IFRS's in Canada II”が公表されました(2008年4月公表の第一弾の続編)。その主な内容は以下のとおりです。

- 公開会社について、IFRSの適用をもってカナダの会計基準とすることを前提に、対象となる公開会社の範囲を決定
- 強制適用について、2011年1月以降開始する事業年度の第1四半期からとする(早期適用の場合、四半期には適用しない)。
- 英語及びフランス語版のIFRSをカナダの会計基準と同等のものとする。
- IFRSの新しい基準をカナダの会計基準として、認識する場合、カナダASBのデュープロセスを経るものとする。

考察

2010年以降、IFRSの完全導入に向けて、各国それぞれの事情に応じた施策の実施が予測されますが、今後のわが国でのIFRS導入実務においても同様に検討課題となりえるような事象の把握、また連結財務諸表における海外子会社の取扱い(対象子会社の所在国がIFRSを導入しているか否か)についても、各国の今後の動向に視点を向けることが重要と考えられます。



*1 参考: 2009年5月27日 Ministry of Finance Singapore New Release

*2 参考: 2009年5月14日台湾 Financial Supervisory Commission Press Release

*3 参考: 2009年3月12日 Canada Accounting Standard Board Release

How PwC can help

PwCがお手伝い できること

1. 研修サービス

IFRSの規定の解説に加え、業種特有の論点や欧州での適用事例などを豊富に取り上げた研修会を実施いたします。また、貴社固有の論点についてのディスカッションも行います。

2. 予備調査・コンバージョン支援サービス

(1) IFRSクイックレビュー

企業がIFRS適用にあたって解決すべき課題を6つの観点(業務プロセス、システム、組織、内部統制、教育制度、管理会計)から整理し、これらの課題について、解決の方向性とコストの概算等を提示します。

本格的な予備調査を実施せず、簡易的にIFRS適用の影響を把握したい会社へのサービスです。

(2) 予備調査

IFRSの適用を検討するために必要な調査を行います。財務数値への影響のみならず、業務プロセスやシステム、事業計画などIFRS適用がもたらす影響の概要を把握し、IFRS適用までの実行計画案を策定します。

(3) IFRSコンバージョン支援サービス

IFRSの適用プロセスをいくつかのサブフェーズに区切り、IFRS適用後の会計処理方針策定、グループ会計マニュアル作成、必要な業務プロセス改革、システム改修/構築等、貴社のIFRS適用を全面的に支援します。

3. 会計基準適用アドバイザー・サービス

新会計基準の適用方法や新規取引、特定案件への会計基準の適用について技術的支援を行います。IFRS適用前においては、IFRS導入を見据えたアドバイスを提供します。

4. 財務報告プロセス改善支援サービス

グループ会計マニュアルの作成・導入や決算早期化、決算プロセス効率化・標準化など、グループレベルでの財務報告体制の改善について、SOX対応を図りつつ支援します。

5. 業務プロセス改善支援サービス

IFRS適用により影響を受ける広範なシステム・業務プロセスについて、IFRS適用の実現を図る取組を支援します。また、IFRS適用を好機に行うさまざまな業務改革についても全面的に支援します。

6. IASBの動向についての情報提供サービス

IASBの公表するディスカッションペーパー、公開草案等の情報およびその解説をいち早く提供します。

PwCの3フェーズ・アプローチ



Contact us

PRICEWATERHOUSECOOPERS 

あらた監査法人

PwCアドバイザリー株式会社

プライスウォーターハウスクーパース コンサルタント株式会社

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース

PwC Japan IFRS情報提供ウェブサイト:

<http://www.pwc-ifrs.com>

PwC Japan IFRS プロジェクト室:

電話: 03-6268-7541

E-mail: aarata.ifrs@jp.pwc.com

責任者: 木内 仁志

担当: 望月 朋子